

令和元年 11 月 21 日
北陸電力株式会社

組織の名称変更に伴う志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部変更について

1. はじめに

当社では、土木部内での建築業務の比率が高まっていることを踏まえ、業務内容の実態に合わせた組織名称とし、建築業務所管箇所を社内外に明示するため、令和 2 年 4 月 1 日付で「土木部」の名称を「土木建築部」に変更する予定である。なお、この変更は名称のみの変更であり、業務分掌及び職務に変更はない。

この組織名称の変更に伴い、志賀原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）を変更する必要がある。

2. 保安規定の変更内容

以下のとおり、保安規定の記載を見直す。

- ・「土木部」 ⇒ 「土木建築部」
- ・「土木部長」 ⇒ 「土木建築部長」

3. 保安規定変更認可申請時期

保安規定変更認可申請は令和元年 12 月中に行う予定である。

4. 現在申請中の案件

現在当社は新規制基準に係る案件を申請中（平成 26 年 8 月 12 日申請）であるが、本案件を優先して審査をお願いしたい。

以 上